

社会福祉法人 訪問の家

横浜市多機能型拠点 郷

短期入所事業

【 医 療 型 】

重要事項説明書

運営規程

利用契約書

個人情報の取扱いに関する説明書

社会福祉法人 訪問の家 横浜市多機能型拠点 郷
短期入所事業 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 訪問の家
法人所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4 番 7 号
電話番号	0 4 5 - 8 9 4 - 4 6 4 0
代表者氏名	名里 晴美
設立年月	昭和 6 1 年 4 月 1 日

2. 利用施設

施設の種類	指定施設・平成 24 年 10 月 1 日指定
事業所番号	1 4 1 3 5 0 0 3 8 8
施設の目的	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域生活を支援する拠点として、家族の介護負担の軽減等のサービスを提供します。また、地域の各関係機関と連携を図り、将来にわたる「あんしん」につながる支援体制を構築することを目指します。
施設の名称	横浜市多機能型拠点 郷
施設の所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 2 番 1 号
電話番号	0 4 5 - 4 4 3 - 7 6 6 6
施設長	諫山 徹太郎
管理者	永田 映子
施設の運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った、適正かつきめ細やかなサポート体制を築きます。 また、利用者・家族があんしんして利用できるよう、丁寧な関わりと環境整備に努めます。
開設年月	平成 24 年 10 月 1 日
定員	医療型特定短期入所（診療所併設型） 7 名
利用対象者	利用対象者は、医療的ケアが必要である次の各号に該当するものとします。 (1) 重症心身障害児・者 (2) 遷延性意識障害の状態にあるもの

	(3) 難病等の状態にあるもの
	(4) その他拠点の利用が適当と思われるもの

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

居室・使用場所	室数	備考
処置室	1 室	介護寝台、水回り
多機能室	1 室	デイルーム仕様、介護寝台
合 計	2 室	

利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

(2) 併設する他事業の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備 考
浴室	1 室	機械浴槽、リフト付き、脱衣・洗面室併設
トイレ	1 室	身障者用トイレ、リフト付き
スタッフコーナー	1 室	夜間帯の見守りを行う
仮眠室	1 室	宿直者の待機
事務室	1 室	他事業と一体型（診療所を除く）
相談室	2 室	相談支援事業
日中一時支援室	1 室	日中一時支援事業 リフト付き
身障者用トイレ	3 室	身障者用トイレ 1、おむつ交換スペース 2 各リフト付き
職員トイレ	3 室	他事業と共用
診療所	1 室	診察室、処置室、薬品保管庫、受付、トイレ ※独立型

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① 他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。
- ② タンスなど大きな家具を使用する場合は事前にご相談ください。

4. 職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤
1. 管理者	1 名	
2. 看護師	2 名	7 名
4. 支援スタッフ	2 名	1 名
5. 事務職員	1 名	
6. ドライバー		1 名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
1. 支援スタッフ	・ 日勤、夕勤のシフト制。
2. 看護師	・ 利用者の状況に応じて勤務体制を組んでいきます。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法といいます）に基づく介護給付費等の対象となるサービス |
| (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス（障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス） |

（1）障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等が支給されます。事業者が障害者総合支援法に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。（短期入所利用者負担額）

＜障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要＞

ア 日常生活の支援

（ア）入 浴

- ・ 月 4 回入浴日を設け、希望者に対して、利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざします。

（イ）排 泄

- ・ プライバシーに配慮し、利用者の心身の能力を最大限活用した支援を行います。

（ウ）着脱衣

- ・ プライバシーに配慮し、利用者の心身の能力を最大限活用した支援を行います。

（エ）整 容

- ・ 利用者の希望等を伺った上で、個別性を尊重した対応を行います。

イ 医療および健康管理

（ア）健康管理

- ・ 看護師の指示のもと健康管理を行います。また、保健医療機関との連携に努めます。

(イ) 服薬の支援

- ・看護師が管理し支援職員が与薬します。

ウ 社会的活動の支援

(ア) 日常生活支援

- ・地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援を行います。

(イ) 日中活動支援

- ・個別性を尊重し、興味・関心に応じた多様な日中活動を提供します。

エ 相談援助

- ・身近な相談者として、生活上の様々な相談に応じ、他機関と連携を図っていきます。

(2) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

ア 食事の提供

- ・利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

昼食 12:00～13:00 750 円

＊上記時間を基本とし、食事提供を行います。

イ 障害者総合支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

- ・その他

① リネン代	1回／150 円	利用時に必ずご負担いただきます。
② 入浴に伴う光熱水費	1回／1000 円	入浴の有無に応じてお支払いいただきます。
③ タオル類	1回／100 円	日中利用時に選択される場合。
④ 紙おむつ	1回／150 円	日中利用時に選択される場合。

- ・送迎費（燃料費） 1キロあたり35円×かかった距離数

利用にあたって送迎を行った場合、要した距離をご確認いただいた上、上記の計算にてお支払いいただきます。

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、短期入所終了後にご請求しますので、お支払い下さい。(利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します(最終日に利用時の様子を記録してお渡しします)。

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

氏 名 五十嵐 京子 [職名] 支援課長
氏 名 菅原 涼 [職名] 支援主任

○苦情解決責任者

氏 名 諫山 徹太郎 [職名] 施設長

(2) 第三者委員

氏 名 大森 真由美（横浜栄・防災ボランティアネットワーク副代表）
氏 名 麦倉 泰子 （関東学院大学 社会学部現代社会学科教授）
氏 名 清水 紀人 （公益財団法人かながわ国際交流財団
学術文化交流グループリーダー）

※苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

※宛先を選択すると、施設内で開封することなく第3者委員へ直接届けることができます。

(3) 公的機関

○各区福祉保健センター（受給者証に記載）

月～金（祝・年末年始を除く）8:45～17:00

○横浜市健康福祉局 障害施設サービス課 地域施設支援係

住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話番号 045-671-2416

月～金（祝・年末年始を除く）8:45～17:15

○横浜市福祉調整委員会

住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 健康福祉局総務部相談調整課

電話番号 045-671-4045

月～金（祝・年末年始を除く）8:45～17:15（12:00～13:00を除く）

○かながわ福祉サービス運営適正化委員会

住 所 横浜市神奈川区反町3丁目17-2

電話番号 045-311-8861

月～金（祝・年末年始を除く）9:00～17:00

8. 協力医療機関について

郷診療所（内科・小児科）

横浜市栄区桂台中 2-1 Tel045-443-7554

上記の重要事項説明を受けたことを証するため、本書 2 通を作成し、利用者又は法定代理人又は利用者および身元引受人と事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者	住 所	_____
	氏 名	_____ 印
被成年後見人	住 所	_____
	氏 名	_____ 印
成年後見人 該当するものに○ (後見人 保佐 補助)	住 所	_____
	氏 名	_____ 印
身元引受人	住 所	_____
	氏 名	_____ 印

重要事項説明者

社会福祉法人 訪問の家
横浜市多機能型拠点 郷
施設長 諫山 徹太郎



横浜市多機能型拠点 郷 短期入所事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人訪問の家が運営する横浜市多機能型拠点 郷 事業所(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく指定短期入所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 サービスの提供にあたっては、利用者に適切なサービスが提供できるよう、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けるものとする。

5 事業所は、地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス体制を担う。

(1) 相談

(2) 緊急時の受け入れ・対応

(3) 体験の機会・場の提供

(4) 専門的人材の確保・育成

(5) 地域の体制づくり

6 事業の実施にあたっては、前5項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 横浜市多機能型拠点 郷

2 所在地 横浜市栄区桂台中2番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	職務内容
1. 管理者		1名			事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
2. 看護師	1名	1名	3名	4名	利用者の健康管理等看護業務を行う。
3. 支援スタッフ	1名	1名		1名	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う。 利用者送迎業務(運転、車両管理)を行う。
4. 事務職員			1名		事業に係る事務を行う。
5. ドライバー			1名		利用者送迎の運転を行う。

(指定短期入所の事業の種類)

第5条 事業所は、「併設事業所」として指定短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

医療的ケアが必要とする重症心身障害児・者等とする。

(短期入所の定員)

第7条 事業所の短期入所の定員は7名 とする。

2 事業者は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、指定短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業員以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、「支給決定障害者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、食費、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その

利用者が負担することが適当と認められるものの支払を支給決定障害者等から受けることができる。この場合の利用料金については別表に定める。

- 4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第 10 条 通常の送迎事業の実施地域は次のとおりとする。

横浜市域（栄区 戸塚区 港南区）

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第 12 条 事業所の従業者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 14 条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(感染症対策に関する事項)

第 16 条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人訪問の家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

附則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

第14条2を改訂 平成25年4月1日から施行する。

第4条を改訂 平成26年4月1日から施行する。

第7条を改訂 平成29年1月1日から施行する。

第4条を改定 平成29年8月1日から施行する。

第6条を改定 平成29年8月1日から施行する。

第4条を改訂 令和2年4月1日から施行する。

第2条を改定 令和3年10月1日から施行する。

第4条を改定 令和3年10月1日から施行する。

第14条を改定 令和3年10月1日から施行する。

第15条を改定 令和3年10月1日から施行する。

第16条を改定 令和3年10月1日から施行する。

第17条を改定 令和3年10月1日から施行する。

第15条を改定 令和4年4月1日から施行する。

第16条を改定 令和4年4月1日から施行する。

第17条を改定 令和4年4月1日から施行する。

第19条を改定 令和5年4月1日から施行する。

第4条を改定 令和6年10月1日から施行する。

第5条を改定 令和6年10月1日から施行する。

第7条を改定 令和6年10月1日から施行する。

第4条を改定 令和7年4月1日から施行する。

社会福祉法人訪問の家 横浜市多機能型拠点 郷
短期入所事業 利用契約書

様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人訪問の家 横浜市多機能型拠点 郷（以下「事業者」といいます。）は、利用者が事業者から提供される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）」に基づく短期入所（以下「短期入所サービス」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的として、障害者総合支援法に規定される「短期入所事業」のサービスについて定めます。

（短期入所サービスの内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の短期入所サービスを提供します。

- 2 短期入所サービスの提供は、施設の支援スタッフ、看護職員等の従業者が当たります。
- 3 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者の障害程度に応じて、利用者に短期入所サービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 6 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から障害福祉サービス受給者証の支給期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 この契約期間満了日の1ヶ月前までに、利用者から契約終了の意思表示がない場合は、利用契約更新書にて、新たな障害福祉サービス受給者証の支給期間の満了日まで契約を更新します。それ以降の期間満了の際の更新についても同様とします。

第2章 事業者の義務

（相談及び援助）

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第5条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(守秘義務)

第6条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従事者が退職後、正当な事由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

第3章 利用料金

(利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額ならびに生活にかかわる費用のうち実費負担として、食費及び光熱水費の合計金額を事業者に支払うものとします。ただし、障害者総合支援法に基づく介護給付費等については、利用者に代わり市町村より代理受領します。

- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
- 3 事業者は、短期入所サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第8条 利用者は、短期入所サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金合計額に請求書を、翌々月までに利用者に配布します。
- 3 利用料金は、当月の利用料金の合計金額を、翌々月27日に所定の口座から引き落としいたします。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

第4章 契約の終了

(契約の終了)

第9条 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知する事によりこの契約を解約する事が出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (2) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (3) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (4) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。ただし次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。
- (1) 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合。
 - (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
 - (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
 - (4) 利用者が死亡した場合。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第10条 事業者は、短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、短期入所サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、又は事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第11条 事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後、5年間保存します。

第6章 その他

(苦情解決)

第12条 利用者又はその家族は、事業者が提供した短期入所サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(法定代理人)

第13条 事業者は、利用者に対し、法定代理人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に法定代理人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求めることとします。

- 2 法定代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

- 3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者協力する事。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。(家族及び身元引受人)

(協議事項)

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者又は法定代理人又は利用者及び身元引受人及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

被成年後見人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

成年後見人 住 所 _____

該当するものに○

(後見人 保佐 補助) 氏 名 _____ 印 _____

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

事 業 者 所在地 横浜市栄区桂台中2番1号

名 称 社会福祉法人 訪問の家
 横浜市多機能型拠点 郷

代表者 理事長 名里 晴美 印 _____



個人情報の取扱いに関する説明書

社会福祉法人訪問の家が運営する横浜市多機能型拠点郷（以下「事業者」という。）は、利用者へサービス提供を行うにあたって、個人情報を以下のとおり取り扱います。

1 法令等の遵守について

事業者は、個人情報の保護に関する法律および関係規定を遵守します。

2 個人情報の内容

事業者は、次の個人情報を使用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、主治医、診断名、緊急連絡先、職業、健康状態、病歴、家庭状況等の事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族に関する情報）

3 個人情報の取得

事業者は、使用目的の達成に必要な範囲内で、適正な手段によって個人情報を取得します。

4 利用目的について

- （１）短期入所のサービス提供を行うため
- （２）サービス提供にあたって利用者又はその代理人等に確認連絡を行うため
- （３）利用者のケースカンファレンス等での連絡調整のため
- （４）事業者から行政機関への申請や請求にかかる事務、事故等の報告のため
- （５）福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料及び広報作成のため

5 個人情報を使用する期間

利用者契約期間及び当該契約終了後の書類保存期間に相当する期間使用します。

6 第三者への提供について

事業者は、法で定める例外的な場合の他に、短期入所のサービスを円滑に提供するため、行政機関、医療機関、他のサービス事業者に個人情報を提供することがあります。

7 適正管理について

事業者は、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、安全管理のための措置を講じており、漏えい、紛失、き損等の防止に取り組んでいます。

（裏面あり）

8 個人情報の開示等について

事業者は、利用者から次の請求があった場合、法令等の規定及び事業者が定める規定に則り、適切に対応します。

- (1) 事業者の保有する個人情報の開示請求
- (2) 事業者の保有する個人情報の内容が事実でない場合の内容の訂正、追加、削除の請求
- (3) 事業者が、保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱った場合又は適正な取得手段によらず取得した場合の利用停止の請求

9 苦情・相談への対応について

個人情報の取扱いに関する苦情、相談に対して適切に対応します。

10 個人情報に関するお問合せ先

住 所 横浜市栄区桂台中2丁目1番
担当者 横浜市多機能型拠点郷 施設長 諫山 徹太郎
連絡先 045-443-7666 (電話)
045-443-6030 (FAX)

以上

上記、「個人情報の取扱いに関する説明書」に同意いただけましたら、ご署名欄に自署又は記名押印をお願いします。

上記の内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

利用者の法定代理人、身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

利 用 契 約 更 新 書

	短期入所【医療型】（ 受給者証支給決定期間 ）									
1	年	月	日	～	年	月	日	印		
2	年	月	日	～	年	月	日	印		
3	年	月	日	～	年	月	日	印		
4	年	月	日	～	年	月	日	印		
5	年	月	日	～	年	月	日	印		
6	年	月	日	～	年	月	日	印		
7	年	月	日	～	年	月	日	印		
8	年	月	日	～	年	月	日	印		
9	年	月	日	～	年	月	日	印		
10	年	月	日	～	年	月	日	印		

利用者

住所

氏名

法定代理人

住所

氏名

身元引受人

住所

氏名

事業者

所在地 横浜市栄区桂台中2番1号

名称 社会福祉法人 訪問の家 横浜市多機能型拠点

代表者 理事長 名里 晴美

印

